

四日市市告示第 175 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年 3月27日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	赤水14号線	赤水町字南蟹島1245-9	4.0~8.0	48.2	区域を変更する 幅員を変更する
		赤水町字南蟹島1245-9	3.6~5.3	267.7	
		赤水町字南蟹島1245-9 赤水町字南蟹島1245-9	3.7~8.0	267.7	
2	小林13号線	小林町字小林新田3010	4.0~5.0	10.1	区域を変更する 幅員を変更する
		小林町字小林新田3001-13	3.3~10.0	125.1	
		小林町字小林新田3010 小林町字小林新田3001-13	3.3~10.0	125.1	